

令和6年度先端テクノロジー・データ活用ユースケース創出支援事業 FAQ・留意事項

【事業者の要件について】

問 1. 応募資格を教えてください。

答. 仙台市内に事業所を置く法人(一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人を含む。また、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)であることが必要です。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する「会社」にあたる場合は、中堅・中小企業であることが必要です。なお、委託候補者を選定するまでに資格要件を満たさなくなった者からの提案は無効となります。

なお、仙台市内に事業所を置く法人のうち、大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社、いわゆる「みなし大企業」については、本事業へ応募することが可能です。

問 2. 応募しようとしている事業について、すでに国や地方公共団体の補助金等の対象となっている経費は対象になりますか。

答. 同一内容の事業で、既に国や地方公共団体の補助金等の対象となっている経費については、対象外になりますので、ご注意ください。

【企画提案書を提出するにあたって】

問 3. 企画提案書の各項目について1ページにまとめる必要がありますか。

答. 必ずしも1ページにまとめる必要はありません。必要に応じて、適宜ページを追加のうえご記載ください。なお、写真やグラフ等を用いても構いません。

問 4. 提案上限額はありますか。

答. 300万円を上限とします。ただし、プロジェクトにかかる総費用が提案上限額を超える場合は、受託者の負担部分を提案書の中で明確に示したうえで提案を行っていただくことが必要です。

問 5. 1事業者が複数の提案をすることは可能ですか。

答. 提案は1プロジェクト実施者(複数の事業者で構成される場合は、その構成団体も含む)につき、1件に限ります。

問 6. すでに完成しており、一般に向けて販売実績等があるサービス等にかかるプロジェクトは提案できますか。

答. 原則提案できません。ただし、当該サービス等に新たな機能を追加する場合や、技術的課題が残っており改良の余地がある場合等においては、追加・改良に係る部分は認めるものとします。

【実証プロジェクトの実施にあたって】

問 7. 実証実験等の実施場所に制限はありますか。

答. 宮城県内で行ってください。ただし、宮城県内に加えて、他の地域で実施することも可とします。

問 8. 本業務における、仙台市と受託者の役割分担を教えてください。

答. 以下を想定しています。実証プロジェクトを進める中で適宜仙台市へ情報共有を行ってください。

採択事業者	仙台市
① 想定ユーザー※ ¹ の募集・調整、実証実験等を実施するフィールド※ ² の調整	① 市の関連イベントや HP での紹介等の広報協力
② 想定ユーザー※ ¹ との協働による開発及び実証実験等の実施	② 想定ユーザー※ ¹ の募集・調整に係る補助、実証実験等を実施するフィールド※ ² の調整にかかる補助
③ 実証実験等の結果の取りまとめ、ブラッシュアップ方針の策定	③ 想定ユーザー※ ¹ との協働による開発及び実証実験等の実施にかかる補助 等
④ 事例報告書の作成、提出 等	

※ 1 : 受託者が提案するサービス等を今後利用する可能性がある者（企業、個人、地方公共団体等）であって、かつ、その製品・サービスについてフィードバックできる者を指します。

※ 2 : 受託者が提案するサービス等の実証実験等を実施する場所を指します。例として想定ユーザーが企業であれば当該企業の事業所や工場等、個人であれば各個人が実証実験等を実施する地域、地方公共団体であればサービス等を活用する可能性のある担当部署が主管する施設等を指します。

問 9. 実証プロジェクトを実施するにあたり、収入を得てもよいですか。

答. その場合、委託料の一部を返還していただく可能性があります。詳しくは仙台市まで必ずご相談ください。

問 10. 本業務により生じた特許権等の知的財産権の取り扱いについて教えてください。

答. 原則として事業者へ帰属するものとします。ただし、本業務が複数企業等の連携により行われ

る場合には、連携企業等間で調整の上、決定してください。

問 11. 受託後、業務を第三者に委託することは可能ですか。

答. 受託者が行う業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、仙台市と協議のうえ、業務の一部を第三者へ委託することが可能です。

なお、サービス等の開発及び実証実験等を全て他社に委託等を行い、自らは企画だけを行うプロジェクトは原則として認められません。